

教学指第 3 3 8 号
教特第 2 2 6 号
教安第 3 4 5 号
教体第 1 9 2 号
令和 3 年 6 月 1 日

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の再度の延長に伴う県立学校の対応と感染防止対策の徹底について（通知）

まん延防止等重点措置の適用期間中の県立学校の対応については、これまで、令和 3 年 4 月 1 9 日付け教学指第 1 1 8 号他「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について（通知）」によるものとしているところです。

この度、国が本県に対するまん延防止等重点措置を講ずる期間を、これまでの「5 月末日まで」から「6 月 2 0 日まで」に再度延長したことに伴い、本県の県立学校の対応について、基本的に従前と変わらず下記のとおりとしますが、上記通知の別添 1「本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間の教育活動の留意点（令和 3 年 4 月 2 0 日時点）」の「1（7）国内修学旅行、校外行事等」の記載内容については、本通知の別添のとおり変更することとしましたのでお知らせします。

各学校におかれましては、本通知の他、5 月 1 7 日に改訂した「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」等をもとに、引き続き感染対策に万全を期すとともに、変更事項についても適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知により、以下の通知については廃止することとします。

- 「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について（通知）」（令和 3 年 4 月 1 9 日付け教学指第 1 1 8 号他）

記

1 基本的な学校運営の方針について

（1）感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

（2）地域や交通事情等の実情に応じて、時差登校を実施する。

通学時の混雑回避を目的とし、これまでの時差登校の実施状況、地域や交通機関の実情等に応じ、学校長の判断で実施する。なお、時差登校を実施する場合は、学習

指導課又は特別支援教育課に一報を入れること。

2 感染防止対策の徹底について

「ガイドライン」（5月17日改訂版）に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。
- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等について繰り返し指導する。
- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。
- ・特に高校生にあっては、下校時の飲食等は慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。
- ・指導にあたっては、令和3年5月10日付け教安第200号で送付した指導資料（ポスター）等を活用し、当事者意識の向上に努める。

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分とれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染予防に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

(3) 家庭への協力依頼

- ・家庭内感染が依然として多いことから、学校便りやホームページ等を活用し、引き続き、保護者に対し家庭での感染予防等について協力を依頼する。

(4) 出欠の取り扱い

- ・「ガイドライン」において、児童生徒等が発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底することとしており、体調不良があるにもかかわらず、出席日数の扱い等への心配などから、本人が無理をして登校することがないようにする。

3 教育活動について

- ・別添1「本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間の教育活動の留意点」

のとおりとする。

- ・特に、まん延防止等重点措置の対象区域内の学校においては、より慎重な教育活動を工夫して行うこととし、感染状況によっては直前でも活動の変更や延期、又は中止の判断を躊躇なく行うようにする。

(本件連絡先)

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108

本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間の教育活動の留意点

(令和3年6月1日時点)

○まん延防止等重点措置の対象となった区域にある学校においては、感染リスクの高い活動について、より慎重な判断の下、教育活動を工夫して行うこととし、感染状況等によっては直前であっても内容の変更、延期又は中止を検討すること。

○令和3年度の学校行事については、昨年度の経験をもとに、withコロナの時代を踏まえた学校の新しい生活様式を工夫し、その教育的意義や必要性を再度吟味するなど思い切った見直しを行うこと。実施する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、実施方法・内容・時期を十分検討すること。なお、年間行事予定として計画していても、地域の感染状況等により、必要に応じて実施時期の変更、日程の短縮又は中止とするなど、万一臨時休校等があっても授業時間が不足することがないように、臨機応変に対応すること。

※集団感染のリスクが高まるとされる3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）の重なりだけでなく、1つ1つの条件が発生しないように努める。

○今後の感染状況によっては、再度の臨時休校、学年閉鎖等が考えられることから、登校による対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせることで実施（分散登校）できるよう、あらかじめ、家庭でも行える学習内容と学校でなければ行えない内容を重点化するなどの準備をしておくこと。また、課題の配信、回収、評価及び事後指導がしやすいように、紙ベースでの課題のやりとりのほか、例えば著作権に配慮したうえで授業動画を作ったり、クラウド版グループウェアの機能や学校独自の学習支援ソフトを活用したりするなど、積極的にICTの利活用を図ること。

1 学校行事等について

(1) 全校集会、学年集会、PTA総会等

- ・十分な感染防止対策とともに、可能な限り参加人数を少なくする、短時間で行う、身体的距離を確保する、リモートで実施する等の工夫をすること。

(2) ホームルーム活動、生徒会活動等

- ・密接する場면을極力避ける等、工夫すること。

(3) ボランティア活動・就業体験

- ・活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行うこと。

(4) 学習発表会、音楽会等

- ・学年・クラスごとに映像や音声にとり、校内放送で流す等の工夫も検討すること。
- ・身体的距離を確保し、活動する際は、感染防止対策を十分に行うこと。
- ・実施の際は、施設の状況に応じて十分な換気などと組み合わせること。
- ・不特定多数の者の来場は控えること。

(5) 文化祭

- ・在校生による校内公開とすること（不特定多数の者の来場は控える）。
- ・3密を避け、実施内容や方法（例えば、1日での開催など）の工夫をすること。
- ・展示内容は、感染防止対策が十分であるものとする。
- ・文化祭の準備等は、必要最小限の時間とすること。
- ・オンラインでの公開等も検討すること。
- ・体育館等で行う全学年がそろっての開会行事等は、開催の必要性を考慮して実施内容を十分検討すること。実施は、参加者の身体的距離の十分な確保及び、十分な換気ができる場合のみ可とし、その場合も短時間とすること。
- ・換気が保てず、身体的距離が確保できない場所では公開しないこと。
- ・調理を伴う飲食物の販売は行わないこと。
- ・対面での販売の際は、マスク及び手袋を着用することや、透明なシート等による衝立の設置も検討し、感染拡大防止対策を万全に行うこと。

(6) 体育祭、運動会等（球技大会形式を含む）

- ・実施に当たっては、在校生のみとすること（不特定多数の者の来場は控える）。
- ・3密を避け、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫をすること。特に児童生徒等が密集する競技や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技については控えること。
- ・開閉会式では、身体的距離を確保し、短時間とすること。また、応援席や待機席についても身体的距離を確保すること。
- ・感染防止対策を行いつつ、例年以上に熱中症対策に努めること。

(7) 国内修学旅行、校外行事等

- ・県外への旅行等は行わない。
- ・ただし、修学旅行に限り、令和3年6月1日付け教学指第337号・教特第193号「令和3年度修学旅行の実施における留意点について」(通知)によることとする。

(8) 海外修学旅行等

- ・当面の間、行わないこととする。生徒・保護者に対して説明をすること。なお、状況が変わった場合には、改めて通知する。

(9) 講師を招いた講演会等

- ・実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保すること。なお、講師の体調を十分把握するとともに、講師の感染防止対策にも配慮すること。
- ・体育館等で行う場合は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて適宜換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。

(10) 芸術鑑賞会等

- ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
- ・今後の感染状況により、実施を見送ることも検討すること。

(11) 防火訓練（消火訓練）、避難訓練等

- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。
 - ・各教室で事前指導を十分に行い、実施内容についても十分検討すること。
- (12) 1000か所ミニ集会等
- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、実施方法も含め、弾力的に工夫し、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
 - ・不特定多数の者が参加することは控えるとともに、参加者の体調を十分把握するよう努め、体調不良の者の参加は控えてもらうこと。
- (13) 学校説明会、体験入学等
- ・オンラインでの実施も検討すること。
 - ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
 - ・参加者に健康観察シートの提出を求めるなど、体調確認、連絡先の把握を確実にを行うこと。

【特別支援学校】※下記の内容以外については、上記（１）～（１３）に準ずる。

- (14) 産業現場等における実習
- ・実習先と感染防止対策について十分確認した上で、実習内容や日程等を決定すること。
 - ・実習先に学校で使用している健康観察カードを提供するなど、実習期間中の健康状態を確実に記録できるような工夫をすること。
- (15) 販売会、校内カフェ、清掃サービス等
- ・実施する場合は、関係する相手先に、感染防止対策についての理解を得ること。
 - ・対面販売以外の方法も検討すること。
- (16) 介護等体験等
- ・事前に大学側と健康診断の実施状況、実習期間や実習内容について確認をすること。
 - ・学生に対し、実習前に基本的な感染防止対策について十分な説明を行うこと。

2 学習活動等について

- (1) 基本的な留意点
- ・新型コロナウイルス感染症による教育活動への影響を考慮し、各教科・科目の目標を踏まえた上で、指導する内容や実施方法等、十分検討し、指導計画を立てること。
 - ・児童生徒等は、原則マスクを着用する。（マスクを着用する必要がない場合については「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」P12を参照。）特に、発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。（ただし、気温が上昇した場合は、熱中症等への対応を優先する）。
 - ・グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動を行う場合は、マスクを着用し、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

- ・音読や群読などは、その必要性を十分に検討した上で、実施する場合は、マスクを着用し、大声とならないよう工夫する。
- ・教室等は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、空気の流れを作るため2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。（冷暖房時も換気を行う。）
- ・授業での外部人材の活用は、実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、換気、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保するなど感染防止対策を講ずること。なお、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認する。また、講師の感染防止対策（マスク着用、手洗い及び手指消毒等）にも配慮する。
- ・教材・教具などを共用で使用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導については、令和3年3月1日付け教学指第1491号・教特第851号「感染症や災害発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を参照すること。

(2) 具体的な授業の場面

①体育

- ・児童生徒の運動不足や体力低下が懸念されることから、体育活動の前に準備運動を入念に行い、指導内容についても、徐々に運動強度を上げていくようにするなど児童生徒のけがの防止に十分に留意する。
- ・地域の感染状況に応じて、年間指導計画を見直したり、種目を入れ替えたりして授業を行う。
- ・密集、接触の可能性が高い運動（球技<ゴール型>、武道など）については、指導内容を精選したり、ゲーム等多人数で活動する時間を短くしたりするなど、実施形態を工夫して実施する。
- ・球技<ネット型・ベースボール型>では、少人数での活動においても身体的距離が確保できるよう工夫する。
- ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保するとともに、演技する向きを工夫する。
- ・話し合い活動を行う場合は、濃厚接触とならないよう児童生徒の距離を広めにとり、短時間で行うなど工夫して行う。
- ・児童生徒が集合したり、整列したりする際には、身体的距離を十分に確保する。
- ・運動中はマスクの着用は必要ないが、児童生徒が運動を行っていない時には可能な限りマスクを着用させる。また、不必要な会話を控え、大きな声で話をしないことや咳エチケットについて励行する。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせ、使用後は用具類の消毒を行う。
- ・体育館や武道場等で実施する場合は、十分な換気を行う。

- ・更衣室は十分な広さを確保する。十分な広さが確保できない場合は、人数を制限して時間差で着替えるなど、3密の状態にならないようにする。
- ・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど、熱中症の予防に努める。(授業途中での給水時間の確保や屋外での帽子の着用なども検討する。)

②音楽

- ・管楽器等を使用した活動を行う場合は、児童生徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施する。
- ・合唱等を行う場合は、令和2年12月22日付け教学指第1156号・教特第666号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」を参照に感染症対策を徹底して行うこと。

③家庭

- ・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、対面とならないよう配置を工夫するなど、可能な限り感染症対策を行う。また、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底する。
- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。

④職業等に関する授業

- ・産業現場等における実習については、実習先と感染防止対策について十分確認した上で、実習内容や日程等を決定する。
- ・職業等に関する授業で、製品等の販売会、校内カフェ、清掃サービス等を実施する場合は、関係する相手先に、感染防止対策についての理解を得る。また、販売については対面販売以外の方法も検討する。
- ・自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

(3) 給食、昼食等を含む飲食する場面

- ・「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底する。

3 部活動について

- ・練習試合等での県外遠征及び宿泊を伴う県内外への遠征は、行わないこと。
- ・ただし、高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会及びその予選会への参加は認める。また、県内外の大会参加について、遠方で行われるなど宿泊が必要な場合は、担当課へ協議すること。(詳細は、令和3年4月19日付け教学指第115号、教特第69号、教体第78号「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校における部活動について(通知)」を参照すること。)
- ・その他については、令和3年3月19日付け教学指第1598号、教特第917号、

教体第925号「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」によること。特に、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は当面見送る、違う形態で行うなど、活動内容を十分検討する。また、外部指導者や卒業生など関係者の来校については、人数を必要最小限にするなど十分な感染対策を継続すること。

※令和2年8月21日付け教学指第621号・教特第356号・教体第413号「部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年9月25日付け教学指第778号・教特第430号・教体第500号「部活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（通知）」を参照すること。

4 特別支援学校における対応について

(1) スクールバスの利用について

- ・スクールバス内の密集を避けるために、保護者の負担等も考慮しながら引き続き送迎を依頼する。

(2) 医療的ケア等を必要とする児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断する。